

令和3年度税制改正に伴う「教育資金贈与預金(愛称:まごころ)」について

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

令和3年度税制改正により、教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置について一部変更となりますのでお知らせいたします。

1. 変更内容

項目	変更前	変更後
制度の適用期限	2021年3月31日まで	<u>2023年3月31日まで(※2年間延長)</u>
贈与者が亡くなった場合の取扱	2019年4月1日以降の贈与について、贈与から3年以内に贈与者が亡くなった場合、受贈者が次のイ～ハのいずれかに該当する場合を除いて、贈与の残額が相続財産に加算されます。 イ. 23歳未満の場合 ロ. 学校等に在学中の場合 ハ. 教育訓練を受講している場合	<u>1.2021年4月1日以降</u> の贈与について贈与者が亡くなった場合、 <u>その死亡の日までの年数にかかわらず</u> 、受贈者が次のイ～ハのいずれかに該当する場合を除いて、贈与の残額が相続財産に加算されます。 イ. 23歳未満の場合 ロ. 学校等に在学中の場合 ハ. 教育訓練を受講している場合 <u>2.上記1.における相続等により取得したとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合、当該残額に対応する相続税は、相続税額の2割加算の対象となります。</u>

2. 使用帳票について

当行ホームページへ掲載している以下の帳票を変更します。
・教育資金一括贈与に関する預金口座開設申込時等のチェックシート

3. 変更日

2021年4月1日

以上